

所管事務調査報告

民生福祉常任委員会

平成 30 年 2 月 19 日

調査事項	保育所の入所決定方法及び公立保育所再編計画について
調査日時	平成 30 年 1 月 17 日午後 3 時 30 分から
調査項目	1 保育所入所決定方法について 2 公立保育所再編計画について
調査によって明らかになった事項	1 保育所入所決定方法について ＊市が保育の必要性の高い人から入所を決定する利用調整を行うに当たり、保育士が職場復帰しやすいよう、今年度から保育士の子どもに加点を設けている。 ＊保育協会と年に 1 回は情報交換の場を設定しており、基準の点数配分についても協議している。 ＊入所調整を行った中で、入所状況の分析を現在行っている。 ＊希望しない園に割り当てることがはない。 ＊待機児童の定義について、国の基準に照らし、市内は車で送迎に 30 分程度で行けると考えているので、自己都合は待機児童に含んでいない。昨年 10 月の時点で、待機児童数はゼロとなっているが、今年度の自己都合の待機は 40 人程度である。 ＊今年度から、育児休業中の方を待機児童に含めるよう厚生労働省の基準が改正されている。 2 公立保育所再編計画について ＊山陽地区の公立保育所整備については、基本設計委託に着手しており、平成 34 年度の開所を目標としている。小野田地区の整備はこれからで、具体的な場所は決まっていないが、平成 36 年度頃の開所を見込んでいる。 ＊保育協会に対して、民間保育園を圧迫しない旨説明している。

	<p>* 運営方針について、指定管理など具体的な構想は現在持っていないが、民間保育園で対応できない部分の受け入れを優先的に公立保育園が担っていくとの捉え方で進めていく。</p> <p>* 再編の時期には、統廃合の園に入所できるように配慮する。</p> <p>* 跡地利用については、まだ具体的な方針は決まっていない。</p>
<p>今後の委員会の対応又は結論</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育協会との協議状況を確認していく。 2 公立保育所再編後の跡地利用について、早い段階での検討を要望していく。